

富山市教育振興基本計画

平成26年2月

(平成28年3月一部改定)

富山市

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の実効性の確保	3
 第2章 本市教育を取り巻く現状と課題	 3
1 本市を取り巻く現状と課題	3
(1) 少子化の進行	3
2 子どもを取り巻く現状と課題	4
(1) 子どもの学力	4
(2) 子どもの心	4
(3) 子どもの体	4
(4) 家庭の教育力	5
3 教員を取り巻く現状と課題	5
4 生涯学習を取り巻く現状と課題	5
 第3章 計画の目標	 6
1 基本理念（教育目標）	6
2 計画の体系	6
 第4章 計画における施策	 7
1 基本的な方向 1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を 備えた子どもの育成	7
(1) 確かな学力の定着	7
(2) 豊かな心の育成	12
(3) 健やかな体の育成	18
(4) 社会で活きる実践力の育成	21
(5) 教員の資質能力向上	23
(6) 幼児教育の充実	28
(7) 外国語教育の充実	29
(8) 特別支援教育の充実	31
(9) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	32
(10) 私学の振興	35

2 基本的な方向2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全 で質の高い学校教育環境の整備	3 6
(1 1) 質の高い学校教育環境の整備	3 6
(1 2) 安心・安全な学校教育環境の整備	3 8
3 基本的な方向3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長 支援	4 2
(1 3) 家庭における教育力の向上	4 2
(1 4) 学校・家庭・地域との連携	4 6
4 基本的な方向4 市民による生涯を通じた教育の充実と 文化遺産等の保全・活用	4 9
(1 5) 生涯学習活動の充実	4 9
(1 6) 生涯学習活動拠点の充実	5 1
(1 7) 文化遺産等の保全・活用	5 6

参考資料

- 富山市教育振興基本計画懇話会委員名簿 5 9
- 富山市教育振興基本計画策定の経過 6 0

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く時代の潮流は、人口の減少、急速な少子・超高齢化の進展、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これに伴い市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化しています。

また、子どもたちの教育を取り巻く状況も大きく変化しています。学力や学習意欲をめぐる問題、規範意識や社会性の希薄化、いじめや不登校の問題、家庭や地域の教育力の低下など、多くの課題があります。

国においては、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。「人格の形成」や「個人の尊厳」といったこれまでの普遍的な教育理念に加え、新たに、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承が明示されるとともに、教育の目標や生涯学習の理念、教育の機会均等、私立学校、家庭教育、幼児期の教育などに関する規定が設けられています。

また、この教育基本法の教育理念を具体化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講すべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること、さらには、地方公共団体においても、国の計画を参照し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされ、平成25年6月には、国の「第2期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

富山県においては、平成25年9月に「富山県教育振興基本計画」を策定されたところです。

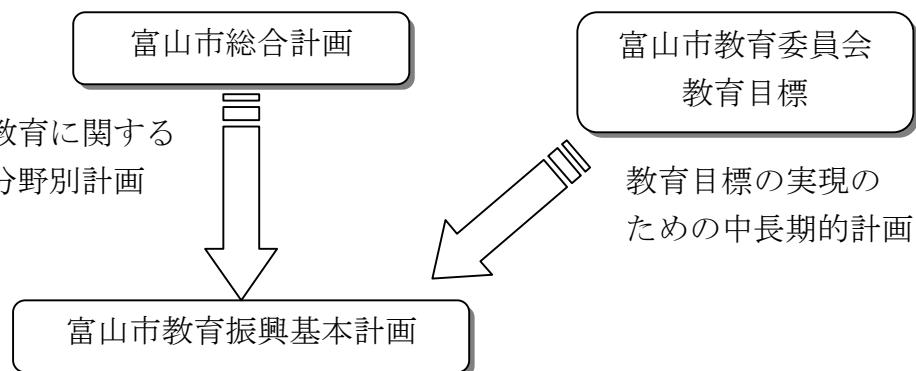
本市では、これまでにも教育目標を掲げつつ、本市の総合計画などにおいて計画的に教育行政を推進してきたところですが、今後、中長期的視点から取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育関係者のみならず市民全体で、本市教育の一層の充実を図ることが必要であり、そのため「富山市教育振興基本計画」を策定することとしました。

この計画に基づき、本市の教育行政を推進することで、本市教育のさらなる質の向上を目指し、子どもを安心して学校に預けられる子育てしやすい環境が整った市、また生涯を通した学びを行いやすい環境が整った市として、選ばれる市を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、国の第2期教育振興基本計画及び富山県教育振興基本計画を参照し、市の総合計画との整合性を図りながら、概ね10年先を見通して、本市が目指す教育の姿（目標）や施策の基本的な方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために、次のとおり今後5年間に必要な教育施策や取組みを体系的に整理した、本市として初めて策定する教育に関する基本的な計画です。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 富山市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画
- (3) 市政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画

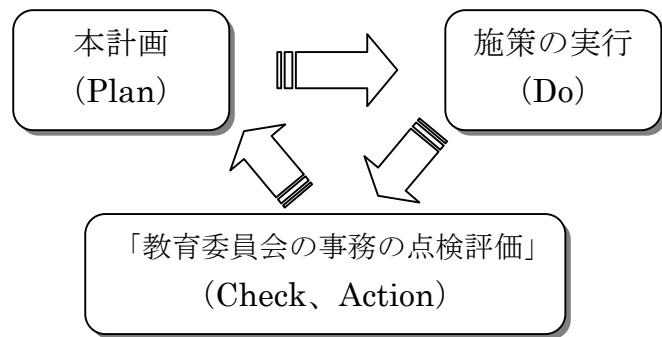


3 計画の期間

概ね10年先を見通しながら、
平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

4 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のP D C Aサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、これを議会に提出するとともに、富山市ホームページに掲載します。



第2章 本市教育を取り巻く現状と課題

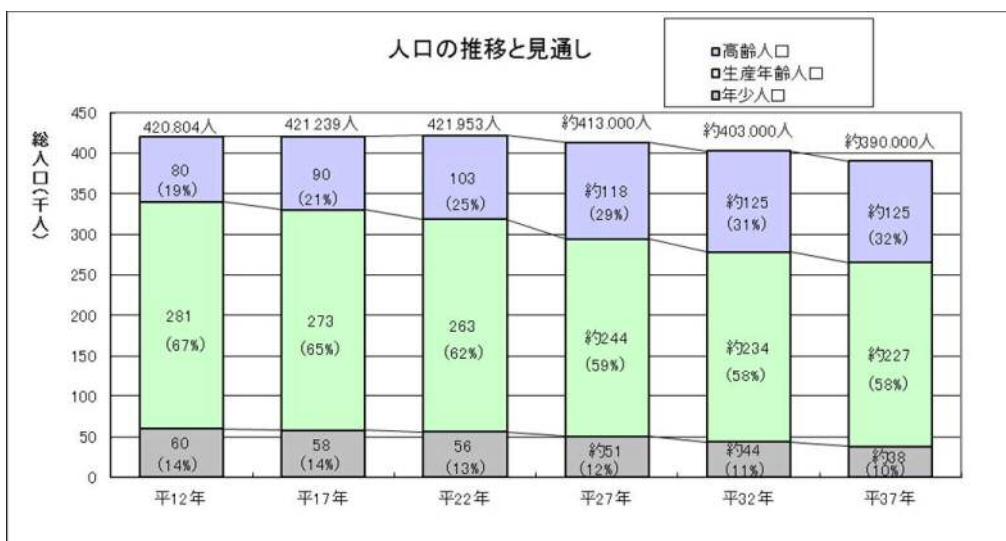
1 本市を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の進行

本市の将来人口推計によると、本市の総人口は、平成22年にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれています。

また、0歳から14歳までの年少人口は、平成22年から平成37年までの15年間で約1万8千人（約3ポイント）減少すると見込まれています。

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指すことで、子どもを安心して学校に預けられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。



2 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 子どもの学力

本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査における平均正答率の結果から、近年、全国平均との差が縮小してきているものの、全国平均を上回っています。その背景としては、保護者や地域住民等の熱意や協力、教職員の日頃からの努力などが挙げられます。

また、学習状況の面では、全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子どもは、学校以外で2時間以上学習をする児童生徒の割合が、全国平均に比べて低く、その一方で、家庭でゲームを1時間以上する児童生徒の割合が、全国平均に比べて高いという結果が出ています。

これらのことから、子どもの学力を定着させる取組みを引き続きしていくとともに、学習習慣の一層の定着を図ることが求められています。

(2) 子どもの心

本市の子どもは、全国学力・学習状況調査の結果などから、地域行事への出席率が高い、「自分にはよいところがあると思う」など自尊感情が比較的高い、またきちんと挨拶することができる、といった特長が挙げられます。

しかしながら、社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い子どもの心に関する様々な問題が生じています。

本市の不登校児童生徒の出現率については、年々減少傾向にありますが、引き続き問題解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

また、いじめの認知件数についても、年々減少傾向にありましたが、平成24年度は増加しました。これは、いじめに対する学校の意識が高まり、これまで以上に把握に努めたことが要因と考えられます。引き続き、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努めることで、認知できない潜在化したいじめが発生しないよう、また、認知したいじめについては、なるべく早期に解決できるよう、地域・家庭と連携を図り、関係機関とも連絡を密にして、問題解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

また、子どもの規範意識、社会性の希薄化や主体性の低下が指摘されており、自然体験活動や社会体験活動を通してより豊かな人間性を育成し、道徳教育の充実などにより、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育むことなどが必要とされています。

(3) 子どもの体

社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、生活習慣が乱れ、子どもの健康状態や食生活の乱れが懸念されます。

また、運動に進んで親しむ子どもとそうでない子どもの、運動習慣及び体力の二極化が進んでいます。

そのため、子どもとその保護者への生活習慣病の正しい理解の浸透に取り組み、日常生活において食事や運動不足の改善をいかに図るかが課題となっています。また、学校においては、体育の学習や体育的行事、運動部活動などにおいて、運動習慣の定着を進め、子どもの体力の向上を目指すことが求められています。

(4) 家庭の教育力

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」「豊かな情操」「社会的なマナー」などを身に付ける上で、重要な役割を担っています。しかし、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」の二極化が問題となってきています。

3 教員を取り巻く現状と課題

本市の教員の年齢構成は、50歳代が多く、この年代の教員の大量退職に伴う量及び質の確保が課題となっています。

また、中核市への人事権移譲を見据えて、教員研修の充実などにより、本市の学校現場が教員にとってやりがいのある職場となるよう努める必要があります。

4 生涯学習を取り巻く現状と課題

市民にとって最も身近な学習拠点である公民館をはじめとして、市民の生涯を通した学びの活動である生涯学習活動は全国的に見ても非常に活発です。今後は、公民館の利用者を増加させるなど、さらなる生涯学習活動の充実を図ることが求められています。

第3章 計画の目標

1 基本理念（教育目標）

本市では、次のことを教育目標として掲げています。

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかけ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

2 計画の体系

教育目標の実現のため、本市教育の目指すべき方向を、次の「4のビジョン（基本的な方向）、17のアクション（基本施策）」として体系化します。

基本的な方向	基本施策	
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	1	確かな学力の定着
	2	豊かな心の育成
	3	健やかな体の育成
	4	社会で生きる実践力の育成
	5	教員の資質能力向上
	6	幼児教育の充実
	7	外国語教育の充実
	8	特別支援教育の充実
	9	現代的・社会的課題に対応した学習等の充実
	10	私学の振興
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	11	質の高い学校教育環境の整備
	12	安心・安全な学校教育環境の整備
3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	13	家庭における教育力の向上
	14	学校・家庭・地域との連携
4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	15	生涯学習活動の充実
	16	生涯学習活動拠点の充実
	17	文化遺産等の保全・活用

第4章 計画における施策

この章では、4つの基本的な方向ごとに目標（目指すべき成果）を設定し、基本施策ごとに「現状と課題」、「取組みの基本的方向」、「主な取組み」、「参考指標（数値目標）」を記載しています。さらに、年次計画を示した方がわかりやすい取組みについては、「主な取組み」でそれを記載しています。

1 基本的な方向 1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で活きる実践力を高める教育が行われていること

(1) 確かな学力の定着

【現状と課題】

- 本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査における平均正答率の結果から、近年、全国平均との差が縮小してきているものの、全国平均を上回っています。
また、学習状況の面では、全国学力・学習状況調査の結果から、学校以外で2時間以上学習をする児童生徒の割合が、本市は全国平均に比べて低く、その一方で、家庭でゲームを1時間以上する児童生徒の割合が、全国平均に比べて高いという結果が出ています。
これらのことから、子どもの学力を定着させる取組みを引き続き行っていくとともに、学習習慣の一層の定着が求められています。
- 全国学力・学習状況調査は、平成19年度より実施されていますが、これまで全員参加方式や抽出方式の場合がありました。
そこで、本市では独自に、中学校入学時及び卒業時に学力調査を実施しています。これは、義務教育水準の維持向上のために行っているもので、この調査から得られた実証的なデータを把握・分析するとともに、市全体の学力向上及び小・中学校における教育指導の充実・改善、子ども一人ひとりの学習意欲の向上を図っています。
- 次代を担う科学技術等人材の育成がますます重要な課題となっております。
また、平成24年4月に実施された全国学力・学習状況調査における理科の結

果から、本市の小学校では、「自然現象についての知識・理解」や「科学的思考・表現」と比較して、「観察・実験の技能」に関する問題の平均正答率が低いことが課題として見られました。学校教育においては、科学的な思考力・判断力・表現力の育成のため、理科教育における観察・実験の充実が求められています。

- ・ 小・中学校では、これまでも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう、小中連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。

本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものととらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であると考えます。

そこで、平成23年度より実施している「指導力向上推進事業」では、小中連携を中心とした取組みの中で学力向上に取り組んでおり、子どもの学力を向上させる上で、小・中学校が共通の目標を立て、統一した学習規律を整えたり、系統性を明確にした学習を仕組んだりすることが、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになってきています。

また、全国学力・学習状況調査の「教科の指導内容や方法において小中連携を行っている」という質問において、「よく」「どちらかといえば」行っている本市の学校の割合は、小学校で60%、中学校で61.5%であり、まだまだ課題があり、今後も、子どもたちのさらなる学力向上を目指し、課題を明らかにして、指導の改善に取り組んでいくことが大切であると考えます。

- ・ 情報化社会のさらなる進展により、子どもが、情報モラルや情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を持つことが必要であり、そのため指導に当たる教員の情報モラルの向上や個人情報に対する意識の向上が求められています。

○全国学力・学習状況調査結果の平均正答率

		小学校6年				中学校3年			
		国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成 21年度	富山市	72.1	51.3	80.4	56.6	82.1	80.5	68.3	64.1
	富山県	72.4	51.7	80.5	56.8	81.8	80.1	68.4	63.6
	全国	69.9	50.5	78.7	54.8	77.0	74.5	62.7	56.9
平成 25年度	富山市	62.7	50.9	79.7	60.8	79.2	71.1	66.0	44.3
	富山県	63.8	50.7	79.7	60.4	78.9	70.4	65.8	43.9
	全国	62.7	49.4	77.2	58.4	76.4	67.4	63.7	41.5

※A：主として「知識」に関する問題 B：主として「活用」に関する問題

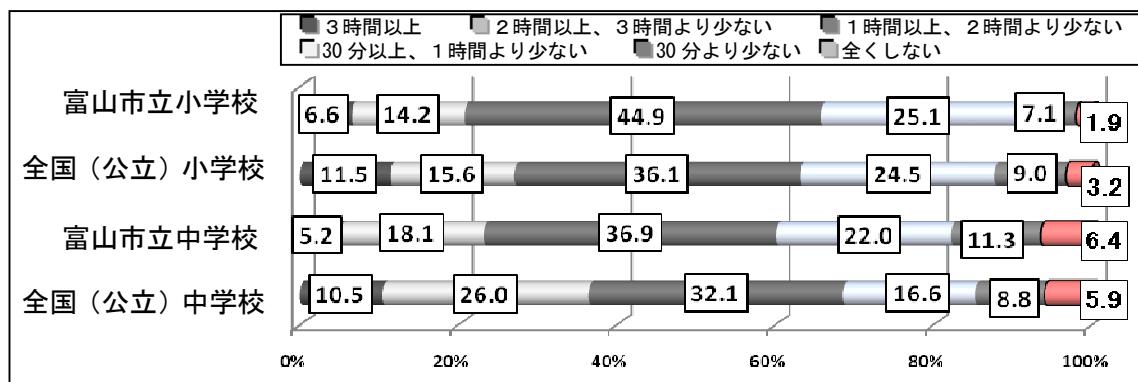
※平成22年度～平成24年度は、抽出調査または実施していないため、悉皆調査を行った

平成21年度と平成25年度の結果を掲載しています。

資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

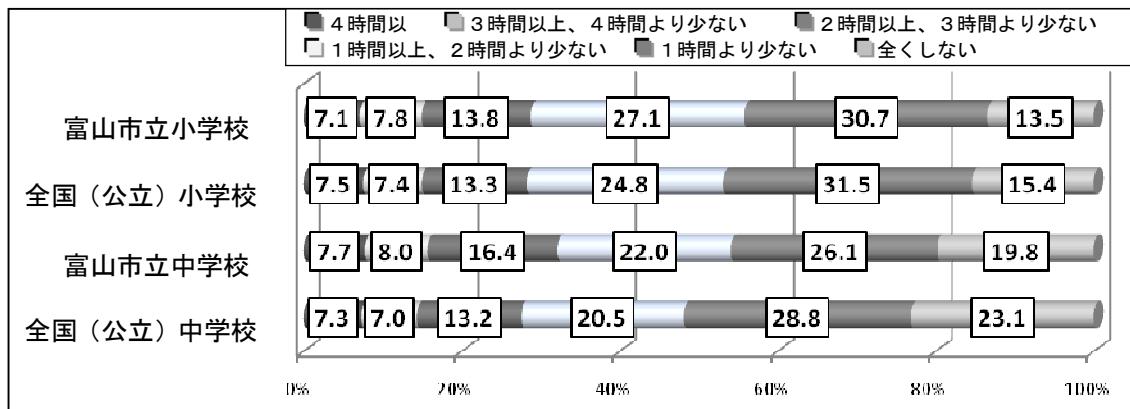
○全国学力・学習状況調査(平成25年度)から

- ・学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（児童生徒への質問）



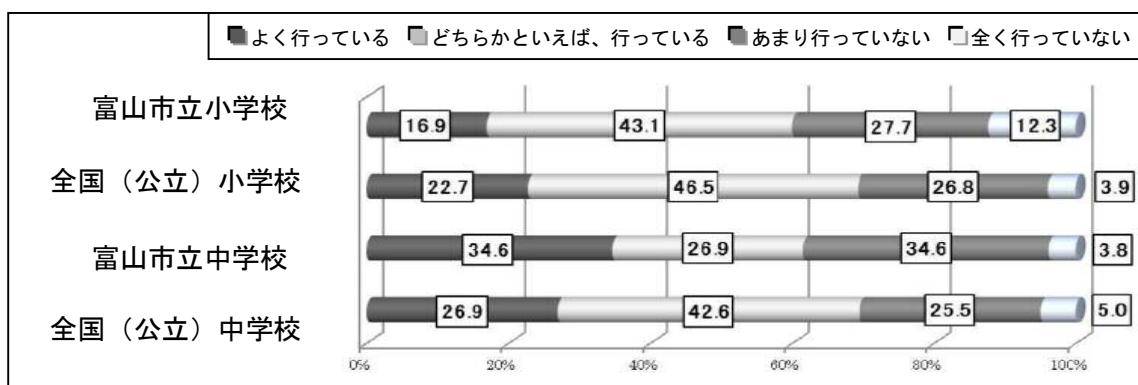
資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- ・普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか。（児童生徒への質問）



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- ・教科の指導内容や指導方法について近隣の小（中）学校と連携（教師の合同研修、教師の交流、教育課程の接続など）を行っている。（学校への質問）



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- ・今後も、本市独自の学力調査を実施し、全国学力・学習状況調査結果と併せて把握・分析を行い、教育施策の成果と課題を検証することにより、子どもの確

かな学力の定着と向上を図っていきます。

- ・ 子どもの学習習慣の定着を図るとともに、主体的に学習に取り組むよう指導の改善を進めます。
- ・ 小学校で、子どもの理科における「観察・実験の技能」の向上を図るため、理科の時間における観察・実験活動の充実、指導に必要な環境整備等を進めます。
- ・ 各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取り組みを参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を立て、共有し、方策を立て取り組みます。
また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力の育成を図るための実践を行うとともに、その研究の成果を市内小・中学校に普及を図ります。
- ・ 子どもの指導に当たる教員に対し、研修を行うことで、子どもの情報モラルの向上や個人情報に対する意識の向上を図ります。

【主な取組み】

(学力向上の推進)

- ・ 本市独自の調査として、中学校1年生（4月実施）と中学校3年生（12月実施）を対象に、学力調査を実施します。この調査では、市立小・中学校教員が作問し、調査結果を小・中学校に情報提供します。小・中学校は、調査結果をもとに、自校の教育指導の充実・改善、今後の進路指導に活かします。
- ・ 調査する教科は、中学校1年生では国語・社会・数学・理科とし、中学校3年生では国語・社会・数学・理科・英語とします。

(理科教育の推進)

- ・ 小学校の希望に応じて、3～6年の理科の授業に観察実験アシスタントを配置します。

(小・中学校の連携)

- ・ 確かな学力の育成のために、拠点校（中学校区）を指定します。
- ・ 拠点校では、次の点を中心に実践に取り組み研究します。
 - ① 同中学校区内の小・中学校の連携・交流を推進します。
 - ② 子どもの学力向上を目指し、共通の目当てを立て、取り組みます。
 - ③ 小・中学校の接続を意識した学力向上のための研究内容を協議し、実践します。

- 研修会を開き、上記の実践研究の成果を市内小・中学校に普及します。

(情報モラル教育の推進)

- 各学校に情報モラル担当教員と個人情報管理担当教員を指定し、研修を実施することで、子どもの指導に当たる教職員全体の意識を高め、子どもの情報モラルを育てます。

【参考指標（数値目標）】

学力向上 の推進	指標の名称	中3学力調査合計得点（平均）／中1学力調査合計点（平均）			
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後（30年度）の姿 (目標数値)	10年後（35年度）の姿	
	99.8点／ 256.3点 (23)	107.9点／275.3点 (24)	110.0点／280.0点	120.0点／280.0点	
	指標の説明	中3（各教科40点、合計200点満点）、中1（各教科100点、合計400点満点）で行う学力調査における合計得点の平均点			
	目標設定の考え方	中学校3年生2学期末において、6割の合計得点を、中学校入学時において、7割の合計得点を目指す。			

小・中学校 の連携	指標の名称	小中連携を行っている小・中学校の割合			
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後（30年度）の姿 (目標数値)	10年後（35年度）の姿	
	— (—)	60.8% (25)	70.0%	80.0%	
	指標の説明	全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）において、「教科の指導内容や指導方法について近隣の小（中）学校と連携（教師の合同研修、教師の交流、教育課程の接続など）を行っていますか」の質問に対して、「よく」「どちらかといえば」行っている学校の割合			
	目標設定の考え方	小中連携を推進する。			

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】

- 本市の子どもは、全国学力・学習状況調査の結果などから、地域行事への出席率が高い、「自分にはよいところがあると思う」など自尊感情が比較的高い、またきちんと挨拶することができる、といった特長が挙げられます。
しかしながら、社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。
- いじめや不登校、児童虐待等の問題行動の原因は、子ども本人や保護者だけに求めて完全に解決できません。スクールソーシャルワーカー（※）は、家庭に出向き、本人、保護者を取り巻く様々な環境とのつながりを重視し、専門的な知識や技術を生かして子どもや保護者に相談活動を行うことで、いじめ、不登校、児童虐待等の問題行動の解決を図ります。

※スクールソーシャルワーカー … 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、いじめる側といじめられる側が入れ替わるなど、大人から見えにくい場合が多く、子どもの人権に直接つながる深刻な問題でもあります。「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対処を組織的に行うとともに、地域・家庭との連携を図り、関係機関との連絡を密にするなど、継続的な取組みが必要です。
- 不登校問題については、悩みや不安等の心の問題に加え、家庭環境が要因となるなど問題解決が難しくなっています。不登校傾向の子どもに対して、それぞれの状況に応じて、きめ細かく指導し、問題の解消に向けた粘り強い取組みが必要です。
- いじめや不登校の問題に加え、児童虐待や暴力事件、携帯電話等でのトラブルなど、子どもに関わる問題の多様化と複雑化については、子どもの人権感覚が未発達であることが背景にあります。特にいじめ問題は、改めて大きな社会問題になり、教員一人ひとりが一層の人権感覚と危機意識をもって未然防止・早期発見・即時対応に取り組まなければなりません。
これらのことから、子どもの発達段階に応じて、人権の意義や重要性について理解させ、様々な状況下で適切な態度や行動に表れるような指導を継続していくことが必要です。

- 将来を担う子どもに「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育むことが大切であり、学校では、学校教育目標を掲げ、育てたい子ども像を明らかにし、取り組んでいます。

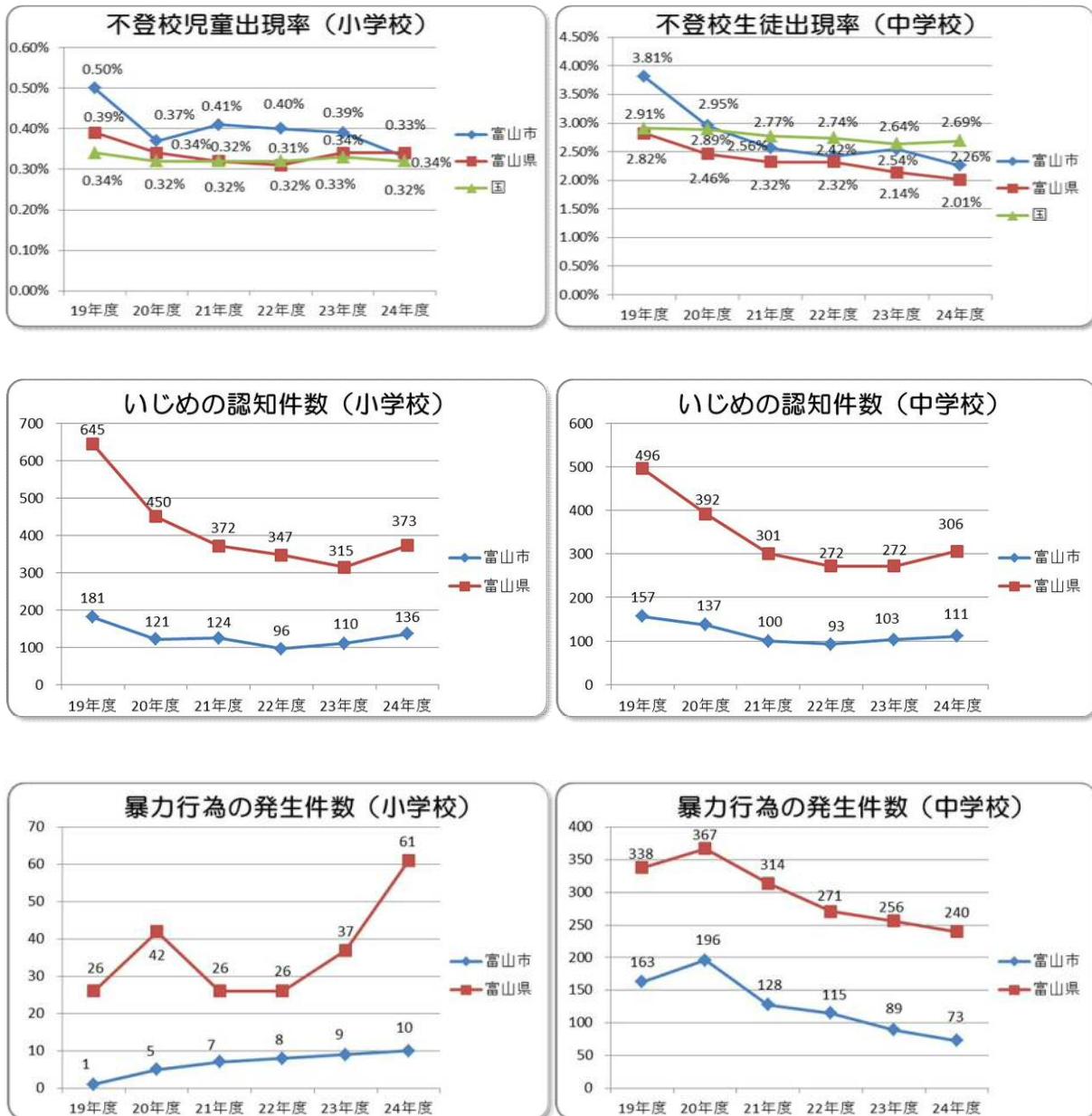
さらに、富山市立の幼稚園、小・中学校では、自校（園）の教育活動その他の学校経営の状況について、具体的な数値目標を設定し、特色ある教育活動に取り組み、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価しています。今後も、組織的・継続的な改善を図っていくことが必要です。
- 子どもが今まで以上に主体性をもって生活することが必要となっている中で、学校においては、自然体験活動、社会体験活動などを通して実感を伴った学習を進めることで、より豊かな人間性を養うことが期待できます。
- 生命尊重の心や自尊感情の乏しさ、規範意識や人間関係を形成する力の低下などが指摘されており、今まで以上に、学校教育において、子どもに、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念、生きる喜びや夢を与え、人としてよりよく生きることを深く考えることができるような道徳教育の充実を図ることが求められています。
- 社会が多様化し、変化する中で、福祉に関わる様々な課題が生じています。

このような社会で、将来にわたって、共に支え合って生きようとする意欲や態度を子どもに育てるることは大切なことです。

学校では、自分たちのまわりや自分たちの住む地域にも福祉に関する課題があることに気づき、地域に住む一員として、その課題解決に取り組もうとする気持ちを育てることを大切にしています。
- 障害者が、積極的に参加し貢献できる社会の実現が求められています。また、学校でも、個別の教育的ニーズのある子どもが、自立と将来の社会参加を見据えて、他の子どもと同じ場で共に学ぶ環境を整えることが大切となっています。

特別支援学級に在籍する子どもや、通常の学級において「授業に集中できない」「友達とうまくかかわらない」「感情のコントロールがうまくできない」などの特別な配慮の必要な子どもが、適切な支援を受けながら他の子どもと交流し、共に学び合う中で、社会性を養い、豊かな人間性を育てることは大切なことです。

○いじめ・不登校等の現状



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- スクールソーシャルワーカーの配置により、子どもや保護者を取り巻く環境に働きかけ、教職員、関係機関との連携を図りながら、子どもや保護者、家族が、子どもの心身ともに健やかな成長を実現できるよう支援を進めます。特に家庭訪問による相談活動を重視し、子どもだけではなく、家庭、家族への働きかけを行います。中でも、学校と家庭、地域、関係機関の連携を特に重視して活動します。
- 子どもが規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心をもった豊かな人間性を育むよう努めます。子どもが心身とも

に健やかに成長できるよう、体験活動や読書活動を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員を配置し、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見に努めます。学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。

- ・ 人権尊重の教育に関する研修等を通して、教職員一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見を許さない態度で教育活動にあたります。人権教育の全体計画と年間指導計画を策定し、指導の充実を図ります。学校と家庭、地域、関係機関との連携を深め、豊かな体験の機会の充実に努めます。
- ・ 学校は、具体的かつ明確な共通・独自課題を設定し、実行・評価します。
保護者や地域住民が、学校の自己評価結果について評価する機会を作ります。
共通・独自課題に掲げる数値目標や評価結果を公表します。
教育委員会は、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備の改善を図ります。
- ・ 道徳の時間を要として、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験を充実させます。学校と家庭、地域社会が相互理解し、連携・協力して指導の充実に努めます。
- ・ 福祉の心を育む視点から、指導計画を作成します。
共に支え合える豊かな心や実践的な態度を育てる体験活動を推進します。
家庭や地域との連携を図り、継続的に活動を進めます。
- ・ 子どもが心身ともに健やかに成長し、社会性を身に付けるよう、個々に応じた指導や支援を行うことで、問題行動の解消に努めるとともに、問題解決に向けた学校の相談体制の充実に努めます。また、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその子の在籍する学級集団等に対して、ニーズに応じて対応できる人的支援を行います。

【主な取組み】

(いじめ、不登校対策)

- ・ 問題を抱えた子ども、家庭等への訪問相談を行い、子どもの心身ともに安定した生活をめざして、助言や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行います。

(いじめ防止対策)

- ・ いじめを生まない学校づくりを目指して、道徳、学級活動等の充実を図るための教員研修や、「いじめ発見」チェックリスト等のアンケートの活用、学校組織としていじめの未然防止、早期発見、対処に組織的に対応できる体制づくりを進めます。

(人権教育の推進)

- ・ 教員を対象とした「人権教育推進に関する研修会」の実施、「人権教育の指導事例集」の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかけがいのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

(富山市学校評価（アクションプラン）の実施)

- ・ 市共通課題を「指標としての出席率の設定」とし、各学校の実情に応じて指標としての出席率を設定します。加えて、各学校で、具体的かつ明確な独自課題を設定します。目標達成に向けて、各学校では、共通理解を図り、具体的な方策を立てて取り組みます。

(自然体験活動や社会体験活動の充実)

- ・ 小学生が郷土の多様な自然・伝統・文化・歴史などのよさを学ぶ自然体験活動や社会体験活動を行う機会の充実を図ります。

(道徳教育の推進)

- ・ 道徳の時間を要として教育活動全体を通じて道徳教育を行うための「道徳の時間の年間計画」等を作成し、活用します。
子どもに豊かな感性や情操を育む体験的な活動、地域の人材や多様な価値観に触れる交流活動の推進、魅力的な教材の開発・活用等を行い、心に響く指導に努めます。また、教員の資質向上、指導力の向上及び道徳授業の改善につながる研修を推進します。

(福祉教育の推進)

- ・ 各学校で、教科等の関連を図り、福祉に関わる学習内容や活動を指導計画に位置付けます。また、福祉施設訪問、交流活動、募金活動等、幅広く多様な体験活動を工夫します。

(適応指導教室の機能的な運営)

- ・ 子どもの適応指導教室の利用状況を踏まえながら、在籍級へ戻り、よりよい学校生活が送れるよう、効果的な運営体制を検討します。

(特別支援教育の人的支援)

- ・ 必要度の高い学校にスクールソポーターを配置し、適切に子どもと関わること

とで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会等を行い、特別な支援を要する子どもに対する適切な支援法を学ぶなど、支援員としての資質の向上に努めます。

【参考指標（数値目標）】

いじめ、不登校対策	指標の名称	スクールソーシャルワーカーの配置人数・配置校数			
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿	
	4人を8校と教育委員会に配置 (22)	6人を16校と教育委員会に配置 (25)	11人を30校と教育委員会に配置	11人を30校と教育委員会に配置	
	指標の説明	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待の認知・発生を減少させるためのスクールソーシャルワーカーの配置人数・配置校数			
	目標設定の考え方	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待の認知・発生件数に基づいて目標を設定する。			

いじめ防止対策	指標の名称	いじめの解消率			
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿	
	92.0% (21)	99.1% (24)	100.0%	100.0%	
	指標の説明	毎年実施する「問題行動等調査」に基づく富山市立小・中学校のいじめ解消率			
	目標設定の考え方	小・中学校でのいじめ解消率の推移に基づいて目標を設定し、解消率100%を目指す。			

自然体験活動や社会体験活動の充実	指標の名称	「ふるさとふれあい推進事業」実施校			
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿	
	— (—)	— (—)	100.0%	100.0%	
	指標の説明	全小学校における実施校の割合 ※平成25年度から事業開始			
	目標設定の考え方	全小学校での継続実施			

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、運動に進んで親しむ子どもとそうでない子どもの、運動習慣及び体力の二極化が進んでいます。
そのため、学校では、体育の学習や体育的行事、運動部活動などにおいて、運動習慣の定着を進め、子どもの体力の向上を目指すことが大切です。
- ・ 社会環境や生活環境の急激な変化は子どもの心身の健康に大きな影響を与えており、それに伴う生活習慣病の発生が懸念されます。
生活習慣病の予防を図るためにには、子どもとその保護者に生活習慣病を正しく理解させ、保護者との連携により、日常生活における食事や運動不足などをいかに改善させるのかが課題となっています。
- ・ 学校における食育の推進を図るため、地方自治体には、①学校における食育推進のための指針の作成に関する支援、②食育に関する指導体制の整備、③地域の特色を生かした学校給食の実施、④体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、⑤食事が心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発などの必要な施策を講ずることが求められています。
そのような中、本市では、食に関する指導の充実、学校給食の献立内容の充実と安全性の確保などに対する取組みが課題となっています。

○児童生徒の体力・運動能力の状況（平成24年度）

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン(回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフト(ハンド) ボール投げ(m)
小学校5年(男子)	富山市	17.4	19.3	31.8	43.4	53.8	9.4	156.5	23.9
	富山県	16.8	19.0	31.9	43.5	54.6	9.4	156.0	24.7
	全国	16.7	19.4	32.6	41.6	51.6	9.4	152.3	23.8
小学校5年(女子)	富山市	17.0	18.3	35.6	41.2	40.1	9.6	150.2	14.4
	富山県	16.3	17.5	35.7	41.2	41.7	9.6	149.5	14.7
	全国	16.2	17.9	36.7	39.2	39.9	9.6	144.8	14.3
中学校2年(男子)	富山市	30.1	27.1	45.2	51.6	86.0	8.1	200.8	21.6
	富山県	29.9	27.2	44.0	51.7	88.8	8.1	201.1	21.9
	全国	29.7	27.6	43.3	51.6	86.2	8.0	195.4	21.2
中学校2年(女子)	富山市	23.9	22.3	45.8	45.4	56.6	8.9	168.1	13.2
	富山県	23.8	22.6	45.5	45.0	59.4	8.9	170.2	13.1
	全国	24.0	22.8	45.0	45.5	57.9	8.9	167.1	13.1

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- ・ 運動能力調査等から子どもの体力の状況を把握・分析し、子どもの体力に関する成果と課題を明らかにします。また、調査結果から明らかになった課題と改善策を示します。
- ・ 生活習慣病を早期に発見するため、検診を行い、医療機関への受診を勧奨するとともに、保護者との連携により、生活習慣の改善指導を行い、健康な児童生徒の増加を図ります。
- ・ 給食の時間、家庭科、総合的な学習の時間などを通じて学校における食育を組織的・計画的に推進するため、学校における食育指導体制の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

【主な取組み】

(体力の向上)

- ・ 教育委員会及び学校では、次のことを行います。
 - ① 運動能力調査等を実施し、子どもの体力の状況を把握します。
 - ② 調査結果を分析し、成果と課題を明らかにします。
 - ③ 課題に対する改善策を立て、具体的に取り組みます。

(例：体力づくり時間の設定、取組みの紹介、運動器具の購入 等)

(生活習慣病の予防)

- ・ 小学校4年生、中学校1年生を対象にすこやか検診（コレステロール値の測定などを行う検診）を実施し、要医療と判定された児童生徒に対して医療機関への受診を勧奨します。さらに、すこやか検診において、要医療、経過観察又は生活指導と判定された児童生徒及びその保護者に対し、すこやか教室（専門医、栄養士による個別相談指導や運動指導員による運動指導など）を実施します。

また、学校においては、家庭教育との連携を図るとともに、保健指導や食指導を活用し、正しい生活習慣を身に付けさせることに取り組みます。

(食育の推進)

- ・ 食材に関する体験学習会の実施により、児童生徒の食に関する理解を深めます。また、学校給食における地場産野菜の使用や米飯給食の拡充により献立の充実を図ります。
- さらに、食物アレルギーなど食の安全に対する取組みを行います。

【参考指標（数値目標）】

体力の向上	指標の名称	体力合計点		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	50.5点 (21)	50.9点 (25)	51.4点	51.9点
	指標の説明	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年・中学校2年対象）」における体力合計点の本市平均点		
	目標設定の考え方	毎年、前年の本市平均点を上回る。		

生活習慣病の予防	指標の名称	健康な児童・生徒の割合		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	86.0% (20)	88.1% (24)	93.0%	93.0%
	指標の説明	すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合		
	目標設定の考え方	総合計画後期基本計画における平成28年度目標数値とする。		

食育の推進	指標の名称	食材に関する体験学習会の開催		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	年13回 (23)	年10回 (24)	年20回	年25回
	指標の説明	学校給食用食材に関する学習会の開催回数		
	目標設定の考え方	学校からの学習会開催要望があるため、積極的に学習会を行うこととし、平成30年度に年20回を設定した。		

食育の推進	指標の名称	学校給食における地場産野菜の品目数		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	30品目 (20)	26品目 (24)	32品目	32品目
	指標の説明	学校給食に使用する富山県産の野菜及び果物の品目数		
	目標設定の考え方	総合計画後期基本計画における平成28年度目標数値とする。		

(4) 社会で生きる実践力の育成

【現状と課題】

- ・ 中学生は、行動が広がり活動が活発になるとともに、自分の内面に目を向ける時期です。規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、成長期の課題を乗り越えるたくましい力や自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける必要があります。

「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」は、中学校2年生が5日間社会に出て、市内1,350箇所あまりの事業所の協力を得て実際に職場体験を行ったり、ボランティア活動を体験したりすることで、勤労観を高め、生き方を考える機会となっています。今後も、有意義な体験活動となるよう、事業所等の適切な選定や活動中の支援体制の整備が必要です。

- ・ 本市では、保護者や子どもの学校への関心を高め、創意と工夫のある学校づくりを推進するため、平成20年度から、市立中学校入学時に学校選択制を実施しています。

入学後のアンケートからは、多くの子どもが自分自身や親子で相談して中学校を選び、入学後、今の中学校生活に満足していることが伺えます。今後も引き続き、保護者や子どもの学校への関心を高め、創意と工夫のある学校づくりを推進していくことが求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ キャリア教育（※）の一環として「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を位置づけ、基礎的・汎用的能力を育て、よりよい生活や進路、生き方等を目指して自分の課題を見い出し、課題に向けて努力しようとする態度を身に付けることができるようになります。

※キャリア教育 … 望ましい勤労観、職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

- ・ 子どもが自ら希望した中学校へ進学することで、中学校生活への自主的・自律的な心構えが育つよう努めます。

【主な取組み】

(キャリア教育の推進)

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を家庭や地域との連携を図りながら進め、将来の夢や生き方を考える体験学習の機会とします。

(学校選択制の実施)

- ・ 小学校6年生が、通学区域内の中学校を含め、市立全中学校の中から入学したい学校を選択できるよう、各学校の施設面等を考慮し、翌年度の入学可能な最大人数(受け入れ枠)を公表します。また、学校を選択する際の資料として、中学校紹介冊子を作成し、小学校6年生に配付するとともに、学校選択の際の参考となるように、富山市統一学校公開日を設定します。入学希望者数が受け入れ枠を超えた場合には、抽選により就学校を決定します。

【参考指標（数値目標）】

学校選択制の実施	指標の名称	「今の中学校に入学してよかったです」と思う生徒の割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	96.6% (20)	97.0% (23)	100.0%	100.0%
指標の説明		学校選択制に関するアンケート（23年度以降3年に1度実施） 「入学して1か月ありがとうございました。今の中学校に入学してよかったですと思う」の質問に対して、「よかったです」「だいたいよかったです」と答える生徒の割合		
目標設定の考え方		全ての生徒が、自分で選択し、入学した中学校での生活に満足することを目指す。		

(5) 教員の資質能力向上

【現状と課題】

- ・ 今後、教員の大量退職に伴い、若手教員の増加が見込まれることから、ベテラン教員の授業技術等の継承とともに、若手教員の育成が重要です。
本市では、教職員人事権の中核市への移譲を見据え、主体的で質の高い学校教育を実現するため、教育委員会が全面実施している教職員研修をさらに充実させる必要があります。
教育センターにおいては、教職員研修、ＩＣＴの活用による教員への支援、さらに最近特に必要性が高まっている問題を抱える児童生徒等に関わる教育相談業務をさらに充実させる必要があります。
- ・ 子どもを指導する教員が、豊かな人間性と経験を積むことは、教育を進める上で重要なことです。そのためには、教育者として専門的なことはもちろんのこと、ひとりの人間として豊かな教養や幅広い知識を身に付けていることが望まれます。
- ・ 学校における様々な課題を解決するために、教員の校務が煩雑となってきた中で、教員が子どもと向き合う時間を確保することが非常に重要であり、校務の効率化を図るために、学校のＩＣＴ環境のさらなる整備が求められています。
- ・ 情報化社会のさらなる進展により、子どもが、情報モラルや情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を持つことが必要であり、そのため指導に当たる教員の情報モラルの向上や個人情報に対する意識の向上が求められています。
- ・ 学校（園）運営や教育指導等について、直面している問題をはっきりさせながら、教育実践の効果を高めることを目的として、教育委員会では、学校（園）訪問を実施しています。年に1回以上、教育委員会指導主事等が幼稚園、小・中学校を訪問し、公開授業を中心とした研修会に参加し、学校（園）運営や教育指導等について指導・助言を行っています。また、学習指導要領の趣旨を踏まえて、「一人ひとりを見つめ、育てる」教育指導と校内研修の充実を図っています。
- ・ 小・中学校では、これまででも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう、小中連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。

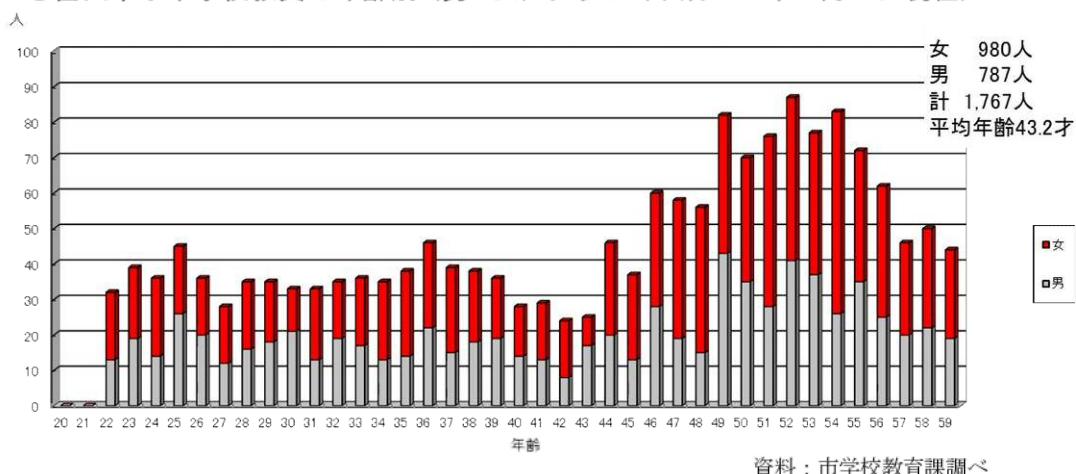
本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものととら

え、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であると考えます。

そこで、平成23年度より実施している「指導力向上推進事業」では、小中連携を中心とした取組みの中で学力向上に取り組んでおり、子どもの学力を向上させる上で、小・中学校が共通の目標を立て、統一した学習規律を整えたり、系統性を明確にした学習を仕組んだりすることが、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになってきています。

また、全国学力・学習状況調査の「教科の指導内容や方法において小中連携を行っている」という質問において、「よく」「どちらかといえば」行っている本市の学校の割合は、小学校で60%、中学校で61.5%であり、まだまだ課題があり、今後も、子どものさらなる学力向上を目指し、課題を明らかにして、指導の改善に取り組んでいくことが大切と考えます。

○富山市小中学校教員の年齢別（男・女）グラフ（平成25年4月1日現在）



【取組みの基本的方向】

- 優れた教育理念や指導技術の継承、教員研修の充実を図るために、OJTを推進します。今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上及び教員のキャリアに応じた研修の充実を図ります。市独自の研修会においては、現職の管理職や経験豊かな教員を講師として招き、受講者の課題解決や資質・能力の向上を図ります。必要に応じて指導主事を学校に派遣し、研修の支援に努めます。また、教員養成に関わる地域の大学と連携しながら教員の資質向上を図ります。
- 本市の幼稚園、小・中学校に勤務する、学校(園)教育の中核となって活躍する教員を対象に、資質向上と幅広い人間性の形成を目指した研修会を開催します。この研修会は、教員自身の応募に基づき、休日等の勤務時間外に行います。
- ICTを活用することにより、教員の校務負担を軽減し、教員の子どもと向き合う時間の更なる充実に努めます。また、教材や指導案等をデータベース化

することで、学校全体の授業の質の向上を図るとともに、新しい時代に対応したＩＣＴの積極的な活用による指導方法、授業体制の工夫改善について研究します。

- ・ 子どもの指導に当たる教員に対し、情報モラル等に関する研修を行うことで、子どもの情報モラルの向上や個人情報に対する意識の向上を図ります。
- ・ 現在の教育センターは、旧学校跡地を活用しているため老朽化しており、今後の研修等の充実に対応するための十分なスペースがないことから、教育センターの整備を検討します。さらに、教職員研修、ＩＣＴの活用による教員への支援、教育相談業務のさらなる充実に努めます。また、視聴覚教材や調査研究資料の充実を図ります。
- ・ 学校訪問研修会においては、各学校（園）の地域の特性・学校の教育課題に応じ、各学校（園）の課題解決の取組みが円滑に進むように助言し、市教育委員会の指導方針を適時、適切に伝達・徹底することに留意して実施しています。
- ・ 各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取組みを参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を立て、共有し、方策を立て取り組みます。
また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力の育成を図るために実践を行うとともに、その研究の成果を市内小・中学校に普及を図ります。

【主な取組み】

(教職員研修の充実)

- ・ 優れた資質・能力と強い使命感を兼ね備えた教職員を養成するための研修を推進します。また、受講者が自らの向上を自覚できるように、初任校長研修会、初任教頭研修会、ミドルリーダー研修会、臨時の任用講師等研修会などを実施します。
- ・ 「とやま教師塾（※）」を企画・運営・実施します。中堅教員の自主研修にふさわしい、教員としての資質向上と幅広い人間性の形成を図るゼミナール内容を企画します。
- ・ 教員1年目の研修を、教員3年目までの3年間を通してより効果的に行うことで、若手教員の意識の向上を図ります。また、若手教員に学校現場における助言者を指定することで、継続して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 年次・年齢研修におけるキャリアプランシートファイルを導入し、研修での活用を推進し、「学び続ける教員」の支援に努めます。
- ・ 子どもの豊かな心の育成を図る研修を実施します。

※とやま教師塾… 中堅教員が自主研修の一環として、休日や勤務時間外に行う研修で、幅広い分野の講義や研修を行うことで、教員としての資質向上と幅広い人間性の形成を図ることを目的とした研修

(ＩＣＴの活用)

- ・ 教員の校務負担軽減のため、教員がタブレット型ＰＣを活用して、児童生徒の出席管理等を行うことを検討します。
- ・ 授業の質の向上を図るため、教材や指導案等のデータベース化を検討します。
- ・ ＩＣＴ支援員の活用を検討します。

(情報モラル教育の推進) (再掲)

- ・ 子どもの情報モラルを育てるため、各学校に情報モラル担当教員と個人情報管理担当教員を指定し、研修を実施することで、子どもの指導に当たる教職員全体の意識を高めます。

(教育センターの整備・充実)

- ・ 教育センターの整備・充実を検討します。

(体罰のない学校づくり)

- ・ 教育委員会主催の研修会や校内研修会を活性化し、体罰の根絶への教職員の意識向上を図ります。

(学校訪問研修会の実施)

- ・ 教育委員会指導主事等が計画的に市内幼稚園、小・中学校を訪問します。
- ・ 子どもの学力向上を図るとともに、教師の指導力の向上につながる研修の場となるように指導・助言します。
- ・ 生徒指導の観点から、温かさと信頼感に満ちた人間関係が築かれた教育活動が行われるように指導・助言します。
- ・ 各学校（園）は、学校訪問研修会で受けた指導助言を基に、教育活動等の充実・改善に取り組みます。

(小・中学校の連携) (再掲)

- ・ 確かな学力の育成のために、拠点校（中学校区）を指定します。
- ・ 拠点校では、次の点を中心に実践に取り組み研究します。
 - ① 同中学校区内の小・中学校の連携・交流を推進します。
 - ② 子どもの学力向上を目指し、共通の目当てを立て、取り組みます。
 - ③ 小・中学校の接続を意識した学力向上のための研究内容を協議し、実践します。
- ・ 研修会を開き、上記の実践研究の成果を市内小・中学校に普及します。

【参考指標（数値目標）】

小・中学校 の連携 (再掲)	指標の名称	小中連携を行っている小・中学校の割合		
		概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)
— (一)	60.8% (25)		70.0%	80.0%
指標の説明	全国学力・学習状況調査(小学6年生、中学3年生対象)において、「教科の指導内容や指導方法について近隣の小(中)学校と連携(教師の合同研修、教師の交流、教育課程の接続など)を行っていますか」の質問に対して、「よく」「どちらかといえば」行っている学校の割合			
目標設定の考え方	小中連携を推進する。			

(6) 幼児教育の充実

【現状と課題】

- ・ 幼児教育においては、教育活動に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のない活動になるように、園児一人ひとりの指導計画の作成及び教育活動の充実を目指して、幼稚園教諭等の研修を重ねていく必要があります。また、子育て支援事業の利用者の増加に伴う支援を拡充する必要があります。

【取組みの基本的方向】

- ・ 家庭や地域での幼児の生活を考慮し、子どもの発達の状況に応じた幼児教育となるように、教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者や長時間保育利用者を対象に教育活動としての計画を作成します。また、地域の様々な資源を活用しつつ、様々な体験ができるようにします。

【主な取組み】

(幼児教育の充実)

- ・ 幼児の発達に即して一人ひとりの幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な経験を得られるようにするために、幼児一人ひとりの具体的な指導計画を作成し、常にその指導計画の改善を図っていきます。また、幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な経験をし、心身の調和のとれた発達を促すことに努めます。幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が、家庭や地域との連続性を保ちつつ展開されるようにします。
- ・ 市立幼稚園で実施している親子サークルの全園実施と充実を図ります。

(認定こども園の充実)

- ・ 認定こども園において、1歳から就学までの一貫した教育及び保育を、子どもの発達の連続性を考慮して展開します。
- ・ また、子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行います。加えて、共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ります。
- ・ 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援に努めます。

(7) 外国語教育の充実

【現状と課題】

- ・ グローバル化が急速に進展する中、子どもの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、外国語教育の充実及び国際理解の推進を図ることは、非常に大切なことです。
- ・ 小・中学校における外国語活動については、現行学習指導要領の実施に伴い、小学校では平成23年度から5・6年生で年間35時間実施されており、中学校では、平成24年度から外国語科の授業時数が増加し、年間140時間となっています。

また、本市では、外国語教育の充実を図るため、平成23年度に外国語活動の手引き書を作成し、小学校外国語の学習を共通の内容としています。そのことで、小学校外国語学習の取組みが中学校英語学習にスムーズにつながっています。

人的支援の面では、小・中学校にALT(※)を配置するなど、外国語教育の充実を図っています。今後も、引き続き、子どもがネイティブな発音に触れる機会を増やしていくことが大切です。

※ALT (Assistant Language Teacher) …学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手

- ・ 現在、ネイティブスピーカー(※)を配置している学校では、日常の生活空間の中で、子どもがネイティブスピーカーと英語で話す機会があることで、英語でコミュニケーションを図れるようになりたいと思わせる契機をつくることにつながっています。今後も、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語教育の充実及び国際理解教育の推進に努めていくことが大切です。

※ネイティブスピーカー…国際交流推進員。一定の高等教育を受けたネイティブな英語を話すことができる外国人を国際交流推進員として採用し、児童生徒が学校生活を共に過ごす中で、外国語（英語）によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目指している。

【取組みの基本的方向】

- ・ 子どもの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語教育の充実及び国際理解の推進に努めます。

- ・ 小学校外国語活動の指導に当たっては、教育委員会作成の手引き書を活用し、指導内容の徹底を図り、中学校英語学習にスムーズにつながるようにします。
- ・ 平成24年度から平成26年度までの3カ年のモデル事業として、英語を公用語とする国の外国人で、一定の高等教育を受けた者を市内小・中学校に配置します。

【主な取組み】

(外国語教育の人的支援)

- ・ 引き続き、ALTを市内全小中学校に派遣するとともに、子どもがネイティブな発音に触れる機会の一層の充実を図るため、ALTの人数を増やします。
- ・ 3カ年のモデル事業として、芝園小・中学校に1名ずつの外国人（ネイティブスピーカー）を配置します。（平成24年度～平成26年度）また、中央小学校に1名を配置します。（平成25年度～平成26年度）その成果等を検証し、今後の外国語教育のあり方を検討します。

【参考指標（数値目標）】

外 国 語 教 育 の 人 的 支 援	指標の名称	ALTの人数／ALTが担当する授業時数		
		概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)
	18人 (20)	18人／18.6時間 (24)	21人／26.0時間	24人／35.0時間
指標の説明		ALTの人数／ALTが担当する授業時数		
目標設定の考え方		小学校では外国語活動の年間時数（35時間）の半分、中学校では1週間に4時間ある英語のうち1時間（年間の1/4）を、ALTとTT（チームティーチング）が行えるように配置する。 (小学校7人、中学校17人、計24人の配置を目標とする。)		

(8) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 障害者が積極的に参加し、貢献できる社会の実現が求められている中、学校では、個別の教育的ニーズのある子どもが、自立と将来の社会参加を見据えて、他の子どもと同じ場で共に学ぶ環境を整えることが大切となっています。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもや、通常の学級において「授業に集中できない」「友達とうまく関われない」「感情のコントロールがうまくできない」などの特別な配慮の必要な子どもが、適切な支援を受けながら他の子どもたちと交流し、共に学び合う中で、社会性を養い、豊かな人間性を育てることは大切なことです。

【取組みの基本的方向】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、きめ細かく対応できる体制を整えます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその子の在籍する学級集団等に対して、必要なニーズに応じて対応できる人的支援を行います。

【主な取組み】

(特別支援教育の充実)

- ・ 富山市特別支援連携協議会を設置し、学校や関係機関との連携を図ります。
- ・ 保護者に対しては、特別支援に関する相談会を、学校に対しては、巡回相談を、教員に対しては、特別支援教育に関する研修会を実施します。

(特別支援教育の人的支援) (再掲)

- ・ 必要度の高い学校にスクールサポーター（※）を配置し、適切に子どもと関わることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
また、スクールサポーターを対象とした研修会等を行い、特別な支援を要する子どもに対する適切な支援法を学ぶなど支援員としての資質の向上に努めます。

※スクールサポーター・・・特別な配慮や支援を要する児童生徒の学校生活への支援をする補助員

(9) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

【現状と課題】

- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもがこれから生きていく上で必要とされる資質や知識を身に付けることが大切です。
- ・ 一人ひとりが地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（E S D（※））を推進することが大切です。

※E S D（Education for Sustainable Development）… 地球的視野で考え、さまざまな課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるように人々を育成し、意識と行動を変革することを目的とする教育

- ・ 本市は、平成23年12月に全国11の都市・地域のひとつとして「環境未来都市」に選定されました。これまでの「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」をさらに推進するとともに、地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入等により、誰もが暮らしたい・活力あるまちの実現を目指しています。
学校でも、教科や特別活動の時間等において、環境に関わる体験活動や問題解決的な学習を進め、子どもが環境について関心を高め、働きかける実践力を育むことが大切です。
- ・ 学校におけるいじめや不登校の問題に加え、児童虐待や暴力事件、携帯電話等でのトラブルなど、子どもに関わる問題が多様化、複雑化してきた背景には、人権感覚が未発達であることがあります。特にいじめ問題は、改めて大きな社会問題になり、教員一人ひとりが一層の人権感覚と危機意識をもって未然防止・早期発見・即時対応に取り組まなければなりません。
これらのことから、子どもの発達段階に応じて、人権の意義や重要性について理解させ、様々な状況下で適切な態度や行動に表れるような指導を継続していくことが必要です。
- ・ 東日本大震災を機に、子ども一人ひとりの防災意識を高めることが求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 北陸3県の関係教育機関やユネスコ協会と連携・協力し、富山E S D講座を開催して、E S Dの考え方を生かした学習活動の推進に努めます。

- ・ ユネスコスクール（※） 加盟校の増加を目指し、市内小中学校を支援します。

※ユネスコスクール … ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、(1) 地球規模の問題に対する国連システムの理解、(2) 人権、民主主義の理解と促進、(3) 異文化理解、(4) 環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校

- ・ 環境に対する豊かな感受性を育むため、自然観察や体験活動を取り入れた学習を充実します。環境に関する見方や考え方を育むため、自ら問題を見つけ、検証していく問題解決的な学習を工夫し、環境や環境問題を総合的に把握できるようにします。
- ・ 学校、家庭、地域と連携し、子どもの身近な問題から考え、課題解決に取り組めるよう努めます。
- ・ 人権尊重の教育に関する研修等を通して、教員一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見を許さない態度で教育活動に当たります。
また、人権教育の全体計画と年間指導計画を策定し、指導の充実を図ります。家庭や地域、関係機関との連携を深め豊かな体験の機会の充実に努めます。

【主な取組み】

(E S Dの推進)

- ・ E S Dの考え方を生かした学習活動の推進に努めます。
- ・ 「富山E S D講座」における教職員の研修・学校間交流を行います。
- ・ 「E S Dシンポジウム」を開催します。
- ・ ユネスコスクールへの加盟を奨励します。

(環境教育の推進)

- ・ 体験的な環境学習が可能な地域素材や資源を教材化します。
- ・ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じた環境に関する学習を計画的に行います。
- ・ 環境に働きかける実践力を育むため、富山エコタウン等の環境に関わる施設を訪問したり、出前授業等で専門家の話を聞いたりします。

(人権教育の推進)（再掲）

- ・ 教員を対象とした「人権教育推進に関する研修会」の実施、「人権教育の指導事例集」の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

(防災教育の推進)

- ・ 避難誘導訓練や日頃の学習を通して、災害発生時における基本的な行動を十分に身に付け、子どもの「自分の目で見て考え判断し、行動する力」を育みます。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
E S Dの推進					
	ユネスコスクール加盟校を1年に1校程度増やす				

【参考指標（数値目標）】

E S Dの推進	指標の名称	ユネスコスクール加盟校数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	1校 (21)	7校 (25)	12校	17校
	指標の説明	小・中学校におけるユネスコスクール加盟校の数		
	目標設定の考え方	ユネスコスクール加盟校を増やすことで、学校の教育活動の中でE S Dを推進する。		

(10) 私学の振興

【現状と課題】

- 私立学校・幼稚園においては、多様化する市民のニーズに応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。
しかし、近年における少子化等の影響もあり、私立学校・幼稚園をめぐる教育環境は厳しい状況であることが考えられます。

【取組みの基本的方向】

- 少子化が進展する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校・幼稚園の運営等を支援します。
- 引き続き、保護者負担の軽減を図ります。

【主な取組み】

(私学の振興)

- 各種補助事業により私立学校・幼稚園の振興を図ります。
- 保育料の減免措置を実施した私立幼稚園に対し、減免に要した経費の補助を図ります。

2 基本的な方向 2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること

(1 1) 質の高い学校教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 学校図書館については、児童生徒の読書離れが指摘される中で、知的活動を増進し、健全な教養の育成を図るため、学校の読書活動を推進する環境づくりが求められており、学校図書の計画的な整備・充実に取り組む必要があります。
- ・ 教員の校務が煩雑となってきている中で、学校における様々な課題を解決するために、教員が子どもと向き合う時間を確保することが非常に重要であり、校務の効率化を図るために、学校のＩＣＴ環境のさらなる整備が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校の読書活動を推進する環境づくりとして、学校図書の計画的整備・充実に取り組みます。
- ・ ＩＣＴを活用することにより、教員の校務負担を軽減し、教員の子どもと向き合う時間の更なる充実に努めます。また、教材や指導案等をデータベース化することで、学校全体の授業の質の向上を図るとともに、新しい時代に対応したＩＣＴの積極的な活用による指導方法、授業体制の工夫改善について研究します。

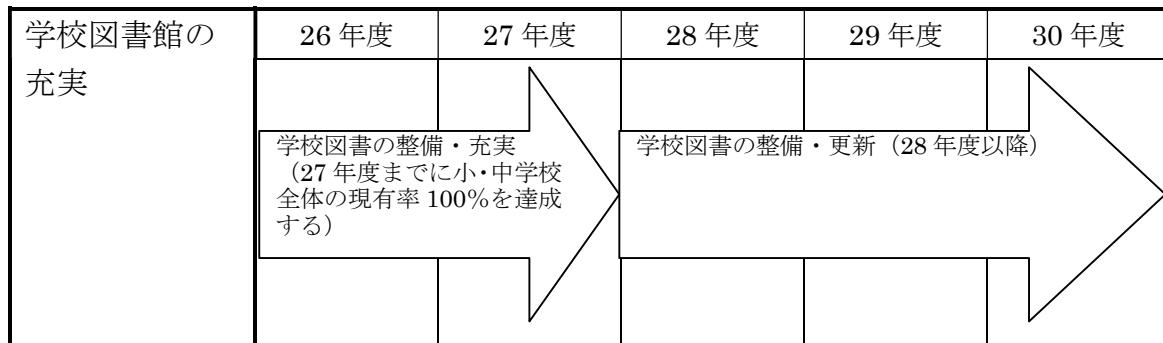
【主な取組み】

(学校図書館の充実)

- ・ 学校図書の計画的な整備・充実に取り組みます。
- ・ 学校図書館司書の配置により、児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識などを育みます。

(ICTの活用) (再掲)

- ・ 校務負担の軽減のため、教員がタブレット型PCを活用して、児童生徒の出席管理等を行うことを検討します。
- ・ 授業の質の向上を図るため、教材や指導案等のデータベース化を検討します。
- ・ ICT支援員の活用を検討します。



【参考指標（数値目標）】

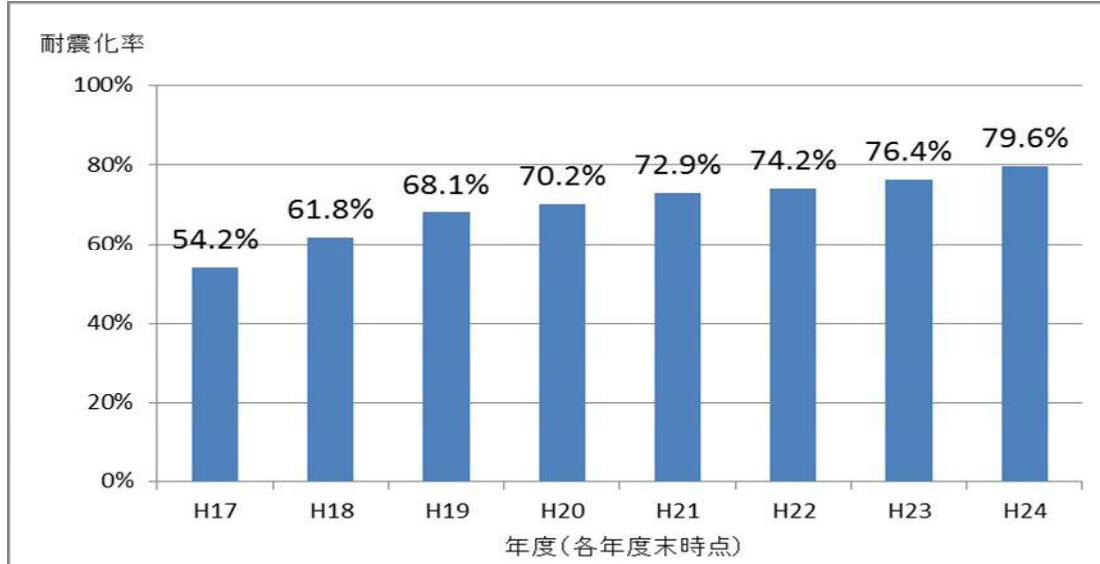
学校図書館の充実	指標の名称		図書現有率						
	概ね5年前 ※()内は年度		基準数値 ※()内は年度		5年後(30年度)の姿 (目標数値)			10年後(35年度)の姿	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
	69.5% (17)	67.4% (17)	100.4% (24)	93.8% (24)	104.3%	101.5%	104.3%	101.5%	
指標の説明	文部科学省で定める学校図書館図書標準冊数に対する、図書現有冊数の割合 (全小・中学校合計冊数ベース)								
目標設定の考え方	27年度末までに100%を目指す。								

(12) 安心・安全な学校教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 本市では、子どもが健やかに成長し、学校・家庭・地域の連携のもと、安心・安全な環境の中で教育を受けられるよう努めています。
- ・ 学校施設については、子どもが1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすことから、本市では耐震化を計画的に推進しているところです。しかし、本市の耐震化の推進については、老朽化対策も併せて行っていることから、早急な耐震化の完了が課題となっています。また、非構造部材については、経年劣化による設備や外壁の老朽化対策や体育館などの吊り天井の落下防止対策が必要とされています。同様に、建物屋上等の雨漏りによる防水対策も必要とされています。
- ・ 学校の適正規模・適正配置について、学校の再編については現状では、平成22年4月に開校した新庄北小学校の新設をもって完了しています。
しかしながら、今後、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、学校をとりまく環境が変化することが予想されます。
- ・ 市立幼稚園の適正配置については、平成21年5月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づき推進してきましたが、新たに『「市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づく「今後の推進計画」』を平成25年5月に策定しました。平成27年度から本格施行予定の「子ども・子育て支援新制度」の動向等も注視しながら、少子化の進行状況を踏まえつつ、幼児教育・保育の質的向上を図るための教育環境の整備を図る必要があります。
- ・ 児童自立支援施設である「富山県立富山学園」に入所している児童生徒を就学させるため、平成26年4月に、富山学園内に市立浜黒崎小学校及び市立北部中学校の分校を開校します。保護者及び地域住民への開校の周知、児童生徒の能力や適性に応じた柔軟な教育課程の編成、教科指導に対応できる教員配置（小、中兼務）などが課題となっています。
- ・ 通学路については、現在、学校、地域、保護者、関係機関等が連携し、子どもの安全確保のための取り組みを進めているところですが、引き続き、その充実が求められています。

○市立小・中学校、幼稚園の耐震化の推移



資料：市学校施設課調べ

【取組みの基本的方向】

- ・ 全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出するため、耐震化はもとより、同時に老朽化した施設の整備、改修の計画的な実施に努めます。
- ・ 学校による施設の日常点検に加え、建築士（有資格者）による学校施設の点検を3年毎に行い、危険箇所・危険の度合いに応じて改修工事を行います。
- ・ 平成26年度に予定している吊り天井の点検結果に基づき改修設計を行い、順次改修工事を行います。
- ・ 学校再編を検討する際には、その学校の歴史や伝統、さらには、地域や保護者の方々のご意見も踏まえ、時間をかけて議論を重ねていく過程が重要であり、こうした中で、学校再編の機運が高まることが前提となります。少子化が進行する中、今後も、それぞれの学校規模の利点を尊重しながら、児童・生徒数の動向に適切に対応していきます。
- ・ これまでの経緯を踏まえ、市立幼稚園の果たす役割や私立幼稚園及び保育所（園）等との連携のあり方を考慮するとともに、行政が担うべき役割と責任を十分に見極めながら、健全で効率的な園経営に努めていきます。
- ・ 児童自立支援施設である「富山県立富山学園」に入所している児童生徒に、分校を開校することにより、学校教育の充実を図ります。
- ・ 子どもたちが健康新豊かに育つよう、学校・家庭・地域等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、地域の教育環境の整備を進めます。

【主な取組み】

(耐震化・防災強化の推進)

(非構造部材の点検・改修(外壁改修、学校体育館等の吊り天井の落下防止対策))

- ・ 学校施設の耐震性確保の促進に努めます。
- ・ 老朽化した施設の設備等改修工事を実施します。
- ・ 現在の児童生徒のニーズに合った校舎等の建設に努めます。
- ・ 吊り天井については、平成25年度に文部科学省が定めた建築物の天井脱落対策の強化を趣旨とした技術基準に従い、計画的に総点検及び撤去等の落下防止対策のための工事を行います。

(学校の適正配置)

- ・ 少子化が進行する中、それぞれの学校規模の利点を尊重しながら、児童生徒数の動向に適切に対応していきます。

(市立幼稚園の適正配置)

- ・ 「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づき、市立幼稚園の適正配置を推進していきます。

(富山学園における分校の開校)

- ・ 平成26年4月に、「富山県立富山学園」内に市立浜黒崎小学校及び市立北部中学校の分校を開校し、円滑な分校運営を推進します。

(通学路の安全対策(ソフト面))

- ・ 通学路の安全対策として、通学路の一部変更、当該児童生徒への指導の徹底、学校安全パトロール隊への協力依頼、スクールガードリーダーの配置などを行います。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
耐震化・防災強化の推進					
	校舎改築による耐震化の促進(27年度末までに耐震化率90%とする)		校舎改築による耐震化の促進(30年度末までに100%とする)		

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
非構造部材の点検・改修 (学校体育館等の吊り天井の落下防止対策)	点検、改修設計	改修設計、工事 (小学校8校、中学校3校、中学校の武道館5箇所)			

【参考指標（数値目標）】

耐震化・防災強化の推進	指標の名称	学校施設の耐震化率			
		概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	70.2% (20)	79.6% (24)		100.0%	100.0%
	指標の説明	小・中学校・幼稚園施設における耐震化率			
	目標設定の考え方	27年度末までに90%、30年度末までに100%を目指す。			

3 基本的な方向 3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育んでいること

(13) 家庭における教育力の向上

【現状と課題】

- ・ 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」「豊かな情操」「社会的なマナー」などを身に付ける上で、重要な役割を担っています。しかし、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」の二極化が問題となってきてています。
- ・ そのような中、人間関係が希薄化し、核家族化した現在では「親」としてのあり方を学習する「親学び」が必要となっています。
- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。
いじめや不登校、児童虐待等の問題行動の原因は、子ども本人や保護者だけに求めて完全に解決できません。スクールソーシャルワーカーは、家庭に出向き、本人、保護者を取り巻く様々な環境とのつながりを重視し、専門的な知識や技術を活かして子どもや保護者に相談活動を行うことで、いじめ、不登校、児童虐待等の問題行動の解決を図ります。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子どもは、普段、1時間以上ゲームをする児童生徒の割合が、全国平均に比べて高い傾向にあります。また、本市における子どもの読書に親しむ機会は、全国に比べよい傾向にありますが、子どもの読書離れも懸念されており、よい読書習慣を身に付けさせることが大切です。
また、読書活動は、子どもの心を豊かにし、確かな学力基盤を身に付けるうえで大切な取組みであることから、あらゆる機会と場所において読書が行えるよう、その推進が求められています。
- ・ 学校教育法により、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。本市では、就学援助制度により、保護者からの申請に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが困難な世帯に対し、費用の援助を行っています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組みを推進します。
- ・ 富山県教育委員会、小・中学校、市PTA連絡協議会、大学等関係機関と連携・協力し、親学びの普及・啓発を進めます。
- ・ 子どもや保護者を取り巻く環境に働きかけ、教職員、関係機関との連携を図りながら、子どもや保護者、家族が、子どもの心身ともに健やかな成長を実現できるよう支援を進めます。
特に家庭訪問による相談活動を重視し、子どもだけでなく、家庭、家族への働きかけを行い、学校と家庭、地域、関係機関の連携を特に重視して活動します。
- ・ 情操教育として効果が期待される子どもの読書活動を推進するため、家庭や学校、関係機関との連携のもと、読書に親しむ環境づくりを進めます。
- ・ 経済的理由によって就学が困難な世帯に対し、費用の援助を行います。

【主な取組み】

(親子サークルの充実)

- ・ 市立幼稚園において実施している親子サークルの全園実施と充実を図ります。
- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が家庭や地域との連続性を保ちつつ展開されるようにします

(「親学び講座」の普及・啓発)

- ・ 学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に、親としてのあり方を学習する親学び講座を実施します。
- ・ 親学び推進リーダーが中心となり、各小中学校区で親学び講座を実施する講座進行役を養成します。

(いじめ、不登校対策) (再掲)

- ・ 問題を抱えた子ども、家庭等への訪問相談を行い、子どもの心身ともに安定した生活をめざして、助言や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行います。

(子どもの読書活動の推進)

- 子どもに対しては、学校において、学校図書館司書が読み聞かせや本の紹介等を行い、また朝読書等、定期的な読書の時間や学習活動として学校図書館を活用する時間を設定することで、読書に関する興味・関心を喚起します。
- また、保護者に対しては、読書活動に関する情報提供を行い、家庭における読書の習慣付けの重要性について共通理解を図ります。
- 「富山市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館での読み聞かせや利用指導など、子どもの読書環境の整備に努めます。
- 小・中学生に薦めたい良書を選定し、そのリーフレットを作成・配布して、子どもが良書に親しむ環境の充実に取り組みます。

(就学援助の充実)

- 就学援助制度を実施します。

子どもの読書活動の推進	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	26年度中に富山市子ども読書活動推進計画（第三次）を策定				
31年度の「富山市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定に向け、具体的に活動を行う。					

【参考指標（数値目標）】

いじめ、不登校対策 (再掲)	指標の名称	スクールソーシャルワーカーの配置人数・配置校数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	4人を8校と 教育委員会に 配置 (22)	6人を16校と教育 委員会に配置 (25)	11人を30校と教 育委員会に配置	11人を30校と教 育委員会に配置
	指標の説明	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待の認知・発生を減少させるためのスクールソーシャルワーカーの配置人数・配置校数		
	目標設定の 考え方	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待の認知・発生件数に基づいて 目標を設定する。		

子どもの 読書活動 の推進	指標の名称	1日30分以上読書をする児童・生徒の割合		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	34.9% (21)	36.1% (25)	40.0%	45.0%
	指標の説明	全国学力・学習状況調査(小学6年生、中学3年生対象)において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)」の質問に対して、1日30分以上と答える児童・生徒の割合		
	目標設定の考え方	家や図書館で読書に親しむ児童・生徒を増やす。		

「親学び講座」の普及・啓発	指標の名称	「親学び講座」進行役の人数		
	概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	ー (ー)	30人 (25)	91人	182人
	指標の説明	各小中学校区における「親学び講座」進行役の総人数		
	目標設定の考え方	30年度末までに各小中学校区に1名、35年度末までに各小中学校区に2名の配置を目指す。		

(14) 学校・家庭・地域との連携

【現状と課題】

- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。学校や地域における教育課題の解決には、学校・家庭・地域が協働して主体的に取り組むことが重要です。
- ・ 子どもの頃からの健全な食習慣の確立を図るため、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取組みを確実に推進していくことが全国的に課題となっています。そのためには、地方自治体が、①子どもの基本的な生活習慣の形成、②望ましい食習慣や知識の習得、③子どもの育成支援における共食等の食育推進などに取り組んでいくことが求められています。
- ・ 子どもかがやき教室では、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区毎に学校や社会教育施設を活用しながら子どもの居場所を確保し、地域の人々の教育力を結集して、放課後や学校休業日におけるスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施しています。今後も子どもかがやき教室の充実が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校と地域の人々が目標を共有し、協働で学校及び地域の子どもを育むことに努めます。このことによって、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、地域の絆を深め、地域づくりの担い手を育てていきます。
- ・ 食育月間などにおける普及啓発活動、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識の情報提供、さらには、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、学校と家庭が連携した食育の推進を図ります。
- ・ 子どもかがやき教室では、子どもの安全で安心な居場所として、学校や公民館等を活用し、地域ぐるみによる健全育成を推進します。

【主な取組み】

(開かれた学校づくり)

- ・ コミュニティ・スクール（※）の指定を推進します。
- ・ 学校が学校運営協議会に対し、学校運営の基本方針について説明し、承認を

得たり、学校の課題に対する方策を共に考え活動したりすることで、学校と地域の協力体制を構築し、学校の教育活動を活性化します。

- ・ 学校運営協議会を通して地域の教育力を有効に生かし、学習支援等の具体的な支援を得て、教育活動を充実させます。

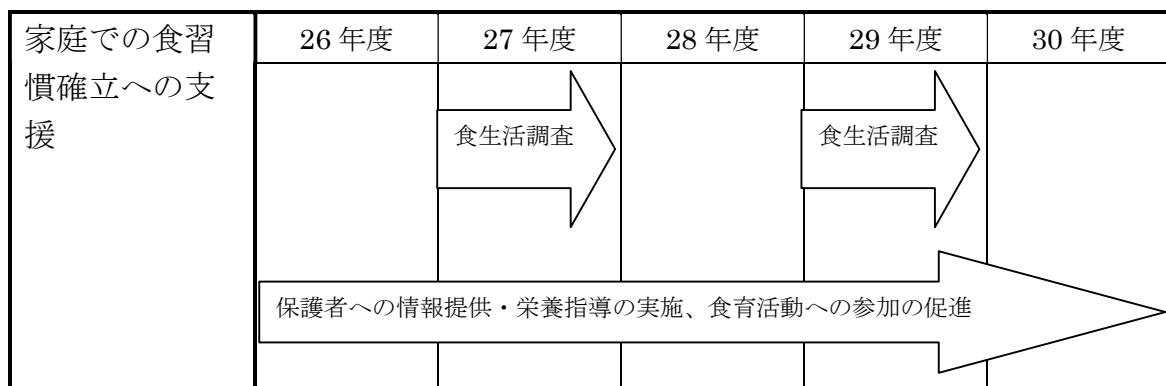
※コミュニティ・スクール … 保護者や地域住民が学校とともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

(家庭での食習慣確立への支援)

- ・ 食生活調査の実施により、家庭での食生活の実態を把握するとともに、その結果をホームページ等で公表します。
- ・ 保護者へ、給食だよりやホームページなどを活用して、食に関する情報の提供や共食の呼びかけなどを行います。
- ・ すこやか教室における栄養指導や学校での食育活動への保護者の参加を促進します。

(子どもかがやき教室の充実)

- ・ 子どもかがやき教室を実施していない校区に向けては、事業のPRに向けたホームページの充実や子どもかがやき教室に関する説明に出向く等活動を促すとともに、実施校区に向けては、指導員研修会などを利用し、各校区間の情報交換が活発に行われるよう努め、活動の促進を図ります。



【参考指標（数値目標）】

開かれた 学校づくり	指標の名称	コミュニティ・スクール指定校数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	0校 (21)	2校 (25)	10校	15校
	指標の説明	小・中学校におけるコミュニティ・スクール指定校の数		
	目標設定の考え方	30年度末に、全小中学校の1割程度の学校において実施することを目指す。		

家庭での 食習慣確立への支 援	指標の名称	朝食を摂る子どもの割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	小学生 98.4% 中学生 95.0% (20)	小学生 98.4% 中学生 95.8% (24)	小学生 100.0% 中学生 100.0%	小学生 100.0% 中学生 100.0%
	指標の説明	朝食を摂る児童生徒の割合		
	目標設定の考え方	富山県の目標数値を参考に小学生100%、中学生100%を目指す。		

子どもか がやき教 室の充実	指標の名称	子どもかがやき教室の実施箇所数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	43箇所 (20)	39箇所 (24)	45箇所	50箇所
	指標の説明	子どもかがやき教室の実施箇所総数		
	目標設定の考え方	30年度末には6箇所増、35年度末には11箇所増となることを目指す。		

4 基本的な方向 4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

【基本的な方向の目標】(目指すべき成果)

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること

(15) 生涯学習活動の充実

【現状と課題】

- ・ 人と人との絆を大切にした心豊かな地域社会の形成を図っていくため、地域の特性を生かした公民館活動やふるさとづくりの推進が求められています。
公民館活動等においては、いかに多くの市民の参加を得るかが課題となっています。
- ・ 市民大学については、これまで市民の高い学習意欲に応えてきましたが、社会環境の変化によって多様な学習機会がある中で、市民大学としてふさわしい学習機会の提供が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 市ふるさとづくり推進連絡協議会、地区ふるさとづくり推進協議会を通じて、地域の公民館活動やふるさとづくりを推進します。
地域住民の幅広い年齢層の方を対象とする講座の開設などについて、地域の皆さんと共に考え、事業内容の充実に努めます。
また、地域の学びを支える人材として、生涯学習の成果を活かしたい方が活動できる環境を整えます。
- ・ 市民大学については、市民大学のあり方を見据えながら、受講者のニーズに合った学習機会を提供します。

【主な取組み】

(ふるさとづくりの推進)

- ・ 市ふるさとづくり推進連絡協議会、地区ふるさとづくり推進協議会を通じて、公民館ふるさと講座などを実施します。

(市民大学の充実)

- ・ 市民大学のあり方を見据えつつ、講座の充足率を参考に、受講者のニーズに合った講座を展開します。



【参考指標（数値目標）】

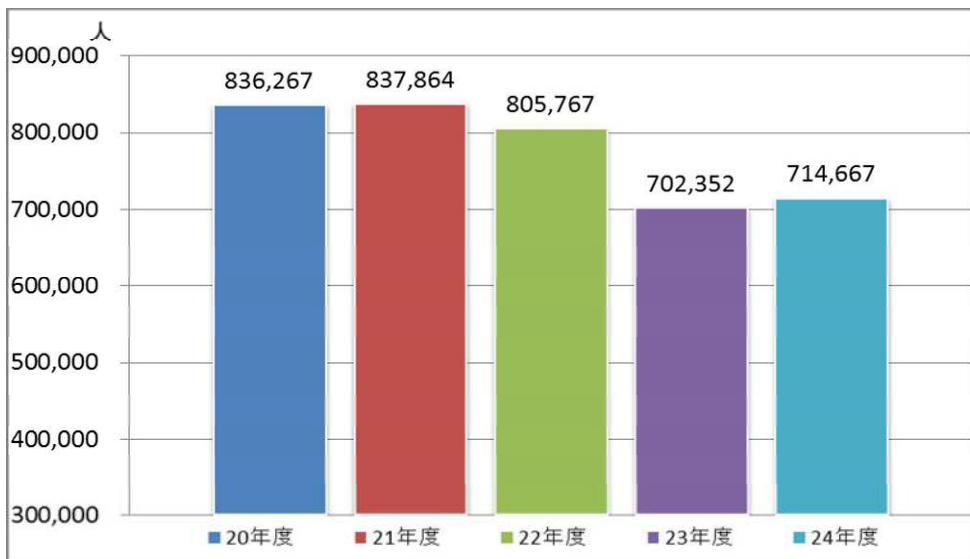
市民大学の充実	指標の名称	市民大学開設コースにおける充足率			
		概ね5年前 ※()内は年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	
	80.0% (20)	88.0% (24)	92.0%	92.0%	
	指標の説明	市民大学で開設しているコースの定員に対する受講者数の割合			
	目標設定の考え方	28年度までに90% (24年度からプラス2%)、その後も充足率の維持・向上をめざす。			

(16) 生涯学習活動拠点の充実

【現状と課題】

- ・ 公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、地域住民の交流の場として重要な役割を果たしています。この公民館活動については、本市は全国的に見ても非常に充実しています。
課題としては、市立公民館について、昭和50年代中頃までに建設された建物の多くが耐震基準を満たしていないことや施設の老朽化が著しい状況にあることから、耐震診断の結果や施設の老朽化などを考慮し、順次改築を進めていく必要があることが挙げられます。
- ・ 本市の図書館数は大変充実しており、市民の読書意欲に応えていますが、今後レンタルサービス機能の充実や予約・貸出サービスの利便性の向上、蔵書数の拡充が求められています。
- ・ 郷土博物館をはじめとする人文系博物館は、魅力ある展示により、本市の歴史・民俗・美術の学習機会の提供が求められていますが、より質の高いものとするため、博物館の連携や市民との協働が必要とされています。
さらに、新幹線開通を見据え、城址公園の整備と合わせ、より一層の博物館の魅力向上が求められています。
- ・ 科学博物館は、「見て触れる」体験型の展示により、自然科学の魅力を紹介してきましたが、子どもの理科離れが課題となる中、より魅力的な展示が求められています。
近年の展示替えは、理工展示室は、6～8年に1回（昭和60年、平成5年、11年）、自然史展示室は、13～15年に1回（平成4年）程度で更新しており、平成19年に理工と自然史を一体化した現在の展示に更新しています。現在の展示について、更新時期を定め、計画的に構想・設計を進めていく必要があります。
- ・ 科学博物館で行っている市民自然調査については、学芸員と市民とが協働して調査を行い、多くの市民に本市の自然の状況や生物多様性を理解してもらうことによって、市民の環境保全意識の高揚を図ることが必要となっています。
- ・ 天文台については、施設や設備の老朽化に伴う改善の検討が必要となるとともに、宇宙ステーションの追尾など時代に合った魅力的な展示の創出も検討していく必要があります。

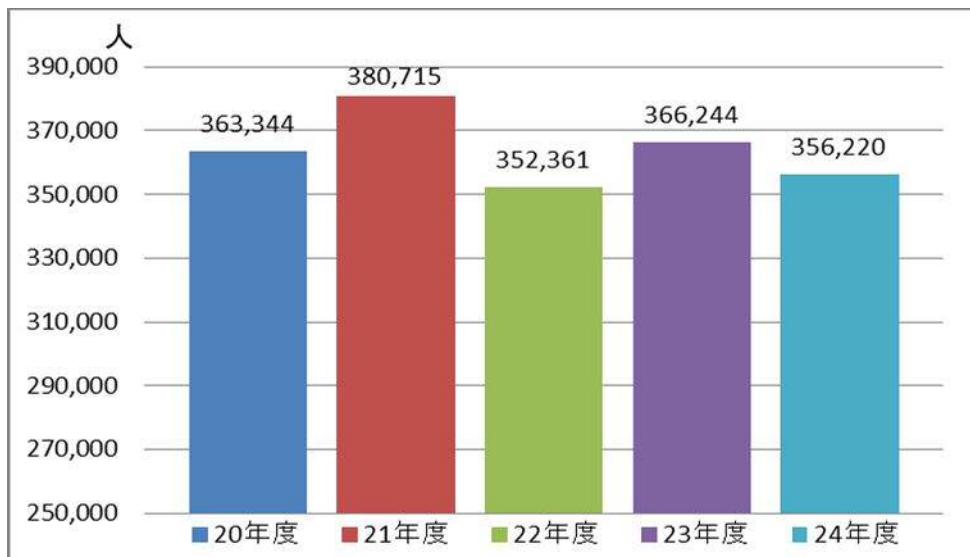
○公民館利用者数の推移



※平成23年度から集計方法を変更（公民館に併設する他施設の利用者数を除外して集計）

資料：市生涯学習課調べ

○博物館入館者数の推移



資料：市生涯学習課調べ

【取組みの基本的方向】

- ・ 地域住民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を、安全・快適に利用してもらうため、老朽施設の改築を進め、生涯学習拠点の整備・充実を図ります。また、生涯学習の場として、学校の余裕教室の活用を研究します。
- ・ 図書館本館は西町南地区に移転改築し、図書館機能の強化を図り、市民が集い憩える文化情報交流拠点として整備を進めます。

- ・ 人文系博物館については、特別展や企画展、普及活動の開催等を通じて、富山の歴史・民俗・美術に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。
また、普及活動においては、学校と連携した出前授業などを推進します。
- ・ 学芸員の学芸事務や庶務事務を集約することを検討するとともに、郷土博物館の機能等の強化を図ります。
- ・ 科学博物館について、より魅力的な展示となるよう常設展の展示替えを検討します。また、普及活動において学校等と連携し、子どもたちの理科への興味を向上させます。
- ・ 市民やボランティア、学芸員が連携して市民自然調査を行い、市民の環境保全意識の高揚を図ります。
- ・ 天文台の望遠鏡等の機器の更新及び展示の更新を行うことを検討します。

【主な取組み】

(公民館の充実)

- ・ 市立公民館の耐震化の促進や施設の整備・充実を図ります。

(図書館の充実)

- ・ 図書館本館の移転改築に合わせて、本の予約・貸出サービス等の自動化、レンタルサービスの充実、蔵書の拡充、雑誌の充実、新コレクションの構築、無線LAN環境の整備に努めます。

(人文系博物館の展示・普及の充実)

- ・ 特別展や企画展等を充実します。
- ・ バスツアー、歴史探訪ツアー、新規講座（美術講座）、講演会等を実施します。
- ・ 利用しやすい環境の整備に向け、孫とおでかけ支援事業や年間パスポート発行事業などのPRに努めます。
- ・ 博物館ガイドマップ、展示図録等を刊行します。
- ・ 民俗民芸村の解説サポーターの養成に努めます。

(人文系博物館の機能の充実)

- ・ 学芸員の学芸事務や庶務事務を集約することを検討するとともに、郷土博物館の機能等の強化を図ります。

(科学博物館の常設展展示替)

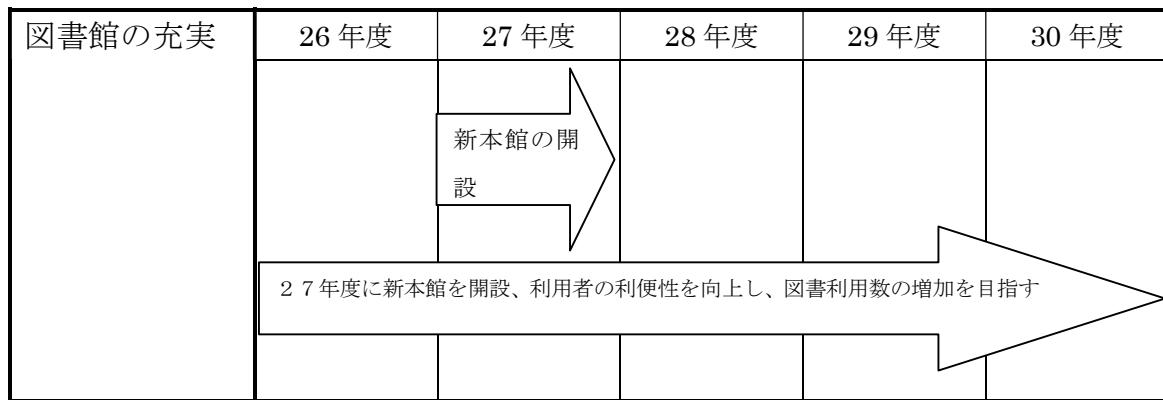
- 常設展の展示替えを検討します。

(生物多様性に関する知識の普及)

- 市民自然調査事業を実施し、平成28年度までにとりまとめ、調査結果を公開します。

(天文台改修・展示更新)

- 望遠鏡等各種機器の更新、施設の改修を行い、展示の更新を行うことを検討します。



【参考指標（数値目標）】

公民館の充実	指標の名称	市立公民館の耐震化率			
		概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	
		88.2% (23)	90.6% (24)	96.5%	
	指標の説明	市立公民館全館における耐震基準を満たした公民館の割合			
	目標設定の考え方	耐震化率100%を目指す。			

図書館の充実	指標の名称	市民一人当たり図書年間貸出冊数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	4. 3冊 (17)	4. 6冊 (22)	6. 0冊	6. 0冊
	指標の説明	図書館利用状況把握のため算出する市民一人当たりの年間貸し出し冊数		
	目標設定の考え方	図書館本館の整備等により、利用増を見込んでいます。		

博物館の展示・普及の充実	指標の名称	博物館の入館者数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	363,344人 (20)	356,220人 (24)	391,000人	427,000人
	指標の説明	博物館の入館者数		
	目標設定の考え方	総合計画後期基本計画に基づき、毎年2%程度の増加を目指す。		

生物多様性に関する知識の普及	指標の名称	市民自然調査の参加者数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	— (一)	123人 (25)	200人	300人
	指標の説明	単年度ごとの調査参加登録者数		
	目標設定の考え方	情報の集まりにくい地域があることから、観覧者や観覧団体等に積極的に参加を呼びかけ、50%程度の増加を目指す。		

(17) 文化遺産等の保全・活用

【現状と課題】

- ・ 浮田家住宅など国指定重要文化財建造物については、経年劣化が進んでおり、計画的に保存・修理を行う必要があります。また、岩瀬地区には旧森家や馬場家住宅をはじめとする北前船廻船問屋建造物が残っており、一体的な活用・整備を図っていく必要があります。
- ・ 市内には多様な文化財があり、それらの実績を総合的に把握し、広く市民に周知することが求められています。
- ・ 史跡王塚・千坊山遺跡群については、史跡を適切に保存管理し、地域の歴史的文化遺産の活用を図ることが求められています。
- ・ 図書館が所蔵する貴重な資料を電子化し、広く市民に公開することが求められています。
- ・ 平成7年に発見された大山地域の恐竜足跡化石露頭面は、国内最大規模であり、学術的価値が極めて高いことから、保存・活用の検討が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。
- ・ 市内に残されている文化財の現状を把握し、本市の歴史を語る基本資料とともに、広く市民に公開し、郷土の歴史の継承に努めます。
- ・ 史跡王塚・千坊山遺跡群については、適切に保存管理するとともに、整備活用に取り組み、地域の活性化を図ります。
- ・ 図書館が所蔵する貴重な資料を、将来にわたり長く保存し広く市民の調査・研究等の閲覧に供するため、資料の電子化を計画的に図るとともに、ホームページでの公開を行い情報発信に努めます。
- ・ 大山地域の恐竜足跡化石露頭面について、保存及び活用について検討します。

【主な取組み】

(文化遺産等の保存活用)

- ・ 浮田家住宅などの指定文化財建造物の保存・修理を行います。
- ・ 岩瀬地区廻船問屋建造物の活用・整備を図ります。

(文化財調査の実施)

- ・ 市内の文化財を調査し、報告書(『富山市の文化財地図(仮)』)を刊行します。

(史跡整備の実施)

- ・ 史跡王塚・千坊山遺跡群の公有化を実施し、史跡の整備に取り組みます。

(郷土資料等の電子化の推進)

- ・ 山田孝雄文庫資料や郷土行政資料を電子化し、ホームページで公開します。

(恐竜足跡化石の保存)

- ・ 平成7年に発見された大山地域の恐竜足跡化石露頭面は国内最大規模で、学術的価値が高いことから、発掘調査や足跡化石露頭面の保護に努めます。

文化財調査の実施	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

補足調査の実施・報告書の刊行(27年度末予定)

史跡整備の実施	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

史跡指定地の公有化

史跡整備など

【参考指標（数値目標）】

史跡整備の実施	指標の名称	史跡王塚・千坊山遺跡群の公有化率		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	4. 14% (23)	55.76% (24)	100.0%	100.0%
	指標の説明	公有化の全体面積 59,943.66 m ² のうち、年度ごとの累計公有化面積の比率 (%) ※平成23年度から事業開始		
目標設定の考え方	平成27年度末までに100%を目指す。			

郷土資料等の電子化の推進	指標の名称	図書館資料の電子化した件数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(30年度)の姿 (目標数値)	10年後(35年度)の姿
	70件 (20)	420件 (24)	650件	900件
	指標の説明	特別資料及び行政資料の電子化資料数を、年間約50件とする。		
目標設定の考え方	5年後までに、現在、電子化・公開に着手及び予定している資料の全公開を目指す。			

参考資料

計画の策定にあたっては、外部の有識者等で構成する懇話会を計3回開催し、総合的かつ専門的な見地から意見をいただき、策定する際の参考にいたしました。

富山市教育振興基本計画懇話会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体等
河原 順子	富山市社会教育委員
(～10月) 小室 修 (11月～) 西岡 秀次	富山商工会議所専務理事
高田 健	前富山青年会議所理事長
谷井 光昭	富山市自治振興会連絡協議会会长
富樫 良一	富山市中学校長会会长
中道 文夫	富山市小学校長会会长
原田 澄子	富山短期大学教授食物栄養学科長
水上 義行	富山国際大学子ども育成学部教授
水谷 千万夫	富山市P.T.A連絡協議会会长
山西 潤一	富山大学人間発達科学部教授

計10名

富山市教育振興基本計画策定の経過

国の動き (第2期教育振興基本計画)		富山県の動き (富山県教育振興基本計画)		富山市教育振興基本計画			
時期	内 容	時期	内 容	時期	内 容		
(平成25年度)		(平成25年度)		(平成25年度)			
6月14日	第2期教育振興基本計画 閣議決定	5月28日	第3回策定委員会 ・素案審議 ・策定時期について	8月12日	<u>第1回富山市教育振興基本計画懇話会</u> ・本市教育の概況の説明 ・計画の骨子の説明		
		6月24日	パブリック・コメント ↓				
		7月19日	パブリック・コメント締切				
		9月4日	第4回策定委員会 ・最終案審議				
		9月30日	教育委員会で議決				
		11月18日	<u>第2回富山市教育振興基本計画懇話会</u> ・計画案の説明				
		12月13日	パブリック・コメント ↓				
		12月26日	パブリック・コメント締切				
		2月7日	<u>第3回富山市教育振興基本計画懇話会</u> ・最終計画案の説明				
		2月24日	<u>定例教育委員会で議決</u>				
		3月20日	3月市議会定例会常任委員会で報告				
		(平成27年度)					
		3月1日	基本理念(教育目標)の改定				

富山市教育振興基本計画
発行 富山市教育委員会
編集 富山市教育委員会教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
電 話 076-443-2130 (直通)
F A X 076-443-2194